

## ◆「緊急事態宣言」(県独自)の解除は、安全宣言ではない (町長メッセージ⑦)

宮崎県独自の「緊急事態宣言」の発令から、2月7日で1カ月となりました。この間の感染者の減少傾向を踏まえ、県は感染警戒レベルを一段下げた「感染拡大緊急警報」に切り替えました。このことは、感染が急拡大していた時期を過ぎ、現在一応落ち着いた状況からの判断です。ただし、外出自粛や飲食店への時短営業要請は解除するものの、県内には感染の火種が残されており、クラスターも散見され、病床使用率の現状から警戒は緩めることなく、会食制限や県外との往来自粛などは、3月7日までこれまでと同様に要請を継続することとしています。

町民の皆様には、県の「緊急事態宣言」の期間、外出自粛などご不便、ご苦勞をおかけしましたが、県内の感染状況は沈静化に向かいつつあります。本町でも、今年になって22人が感染しましたが、1月20日以降は確認されていません。感染が爆発的に拡大した1月7日を境に、皆さんが緊張感をもって慎重に行動した結果であろうと考えます。そして、公共施設などの休館や教育・保育施設などへの登園自粛などにもご協力・ご理解をいただきました。心から感謝申し上げます。

また、「緊急事態宣言」の期間、外出自粛要請や会食制限などにより、飲食店をはじめとする多くの業種に影響が及びました。時短営業要請飲食店および関連事業所については、国などから一定の協力金が支給されますが、町では協力金の支給対象の有無にかかわらず一定の条件のもと独自の協力金支給を検討しています。また、町内の消費喚起策として、第三弾の町プレミアム商品券発行を予定するとともに、町商工会発行のオリジナル商品券を町の各種事業とタイアップし、消費喚起に結び付けられないか検討しているところです。

さて、わたしたちは、ここ1年間にわたりコロナ禍の中で生活しており、新型コロナウイルスに対し「正常性バイアス」(都合の悪い情報を無視し、「自分は大丈夫」「今回は大丈夫」「まだ大丈夫」などと、過小評価してしまう特性のこと。)が働き、「気の緩み」が生まれにくい心配しています。これまで県内では、高齢者施設、合宿、スポーツ施設、スナック、カラオケ、学校などでクラスターが発生しており、引き続き「新しい生活様式」での行動をお願いします。

ワクチン接種については、4月から高齢者や基礎疾患のある人への接種を始める予定です。町では、2月1日に準備室を設置し準備作業を進めています。接種場所を町多目的スポーツセンター(役場の西側)を確保し、接種期間は、高齢者の接種に2～3カ月を要し、一般向けには秋まで続く長期戦となりそうです。このようなことから、接種が完了し国民の多くが抗体を持つまでには時間を要し、季節性インフルエンザと同等の次元までいかないと収束とは言えないと考えます。当分の間は、「ウィズコロナ」であり、注意喚起しながらの行動を要請します。

特に、これからの季節は、進学、転勤、春のイベントなど人の移動や交流が盛んな時期を迎えます。これまで同様、あるいはより一層の注意喚起が必要となります。「緊急事態宣言」は解除されましたが、「コロナを正しく恐れ」、軽視することなく「新しい生活様式」での行動が重要です。このコロナ禍の中で、コロナ対策に従事して頂いている医療従事者や感染者に対し、心無い誹謗中傷があると聞きます。第一線で頑張っている皆さんや家族に対し、そして不幸にも感染してしまった人への差別・偏見は許せないことです。本町は、「文教のまち」であり、「人に優しい町」であることからこのような人はいないと信じています。コロナ禍は終わっていません。引き続きの感染拡大抑止の行動をお願いします、町長メッセージとします。

令和3年2月8日 三股町長 木佐貫辰生

回覧 令和3年2月15日(三股町)代表☎:52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

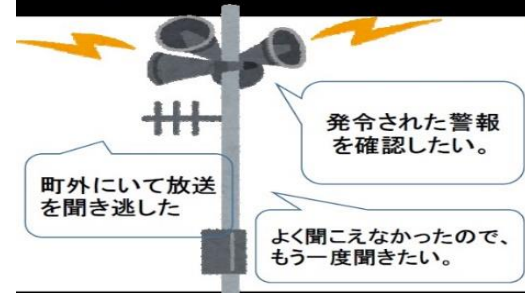
- | 【分類】             | 【No.】 | 【内容】  |
|------------------|-------|---|
| <募集>             | 1     | ◆町民参加型演劇『ヨムドラ!』に出演してみませんか?  |
|                  | 2     | ◆『成果物公開セミナー』参加者を募集します   |
| <お知らせ>           |       | ◆小・中学校の入学式期日は次のとおりです  |
|                  | 3     | ◆簡易裁判所で民事トラブルを解決する4つの手続き<br>◆町福祉・消費生活相談センター移転のお知らせ                                  |
|                  | 4     | ◆一部の申告会場でマイナンバーカードの申請ができます<br>◆「令和3年 春の合同就職説明会」の日程が変更になりました                         |
|                  | 5     | ◆都城圏域地場産業振興センターの備品の販売会を行います<br>◆「第164回みまたん駅前よかもん市(朝市)」は中止します<br>◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| <保健と福祉><br>(高齢者) | 7     | ◆フレイル(虚弱)の進行を予防しましょう  |
| <保健と福祉><br>(子ども) | 8     | ◆障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭の皆さま<br>「児童扶養手当」が変わります   |



February

防災無線の放送内容が☎で確認できます!

三股町放送内容 ☎0986-51-1417 ※どちらの番号でも  
【確認ダイヤル】☎0986-51-1418 同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分類】      | 【No.】 | 【内容】  |
|-----------|-------|---|
| <農業畜産業関連> |       | ◆新規就農研修希望者を募集します  |
|           | 9     | ◆カンショ(サツマイモ)生産者の皆さんへ<br>サツマイモ基腐病の対策を徹底しましょう<br>◆畜産農家の皆さんへ<br>毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
|           | 10    | ◆3月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします   |
|           | 11    | ◆屋外で鳥を飼育している人へ<br>高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう  |
| <相談>      |       | ◆「無料法律相談」を実施します   |
|           | 12    | ◆「行政相談」を実施します<br>◆「人権相談」を実施します  |
|           | 13    | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します<br>◆「ふれあい福祉相談」を実施しています  |



## 募 集

### ◆町民参加型演劇『ヨムドラ!』に出演してみませんか？

「新しいことに挑戦してみたい!」、「人前で表現したい!」、「お芝居をしてみたい!」、「演劇が大好き!」などなど、思いはさまざま・・・。

「人前で話すのはちょっと苦手」という人も「別の人間になりできれば、何でもできてしまうかも!？」という、貴重な機会のご案内です。

5月21日～23日に開催する「まちドラ!2021」の中で行われる、町民参加型演劇の『ヨムドラ!』（台本を見ながら演じる朗読劇）に参加したい人を募集します。

朗読劇とは、「リーディング」とも呼ばれ、『台本を読みながら、簡単な動きだけで演じていく劇』のことです。

経験の有無は問いません。稽古期間は約1カ月半。幅広い世代の皆さんとともに、楽しく稽古をしながら、出会ったみんなの力で一つの作品をつくってみませんか？町民の皆さんからの、たくさんのご応募をお待ちしています。

定 員	約20人（参加無料） ※できるだけ申込者全員を受け入れられるように調整していきます。 ※三つ程度のチームに分かれ、各チームが1作品ずつ上演します。
対 象	町内在住もしくは職場が町内にある人で高校生以上の人なら誰でも参加できます。 ただし「上演日の2日間とも必ず参加できる人」とします。
上 演 日	5月22日（土）・23日（日）
上 演 時 間	1作品 20分程度
稽 古	4月上旬から始めます。毎週木曜日を中心に週に1回程度行います。 公演7日前からは毎日の稽古となる見込みです。 場所は主に町立文化会館です。
応 募 方 法	申込書は「文化会館 事務室」、「町役場 総合受付」にあります。また、「文化会館公式サイト」からダウンロードする事も可能です。 申込書に必要事項を記入し、文化会館に提出してください。
応募締め切り	3月31日（水）

Q.「演劇経験なんて全くありません。興味はあるのですが不安です…」

A. 心配は要りません。稽古は楽しい雰囲気が進みますし、本番も台本を見ながら演じていく劇ですので、誰でも気軽に参加できる企画です。

Q.「丸暗記が苦手…せりふを覚えられるか心配なんです…」

A. 大丈夫です。台本を読みながら演じるので、覚える必要はありません!

Q.「稽古の日程はどうなるのでしょうか？」

A. 上演日は、5月22日（土）・23日（日）の予定です。稽古期間は4月上旬から約1カ月半の予定で、毎週木曜日の夜を中心に週に1回程度行います。公演7日前からは毎日の稽古となる見込みです。場所は主に町立文化会館です。

Q.「演じる作品は何ですか？」

A. 『令和元年度 三股町立文化会館 戯曲講座』の受講生が書き上げた3本の卒業作品を、今回申し込んだ町民の皆さんで上演することになります。「地域の皆さんが書いた作品を、同じ地域の皆さんで演じ、みんなで楽しもう」という企画です。

Q.「誰が指導するのですか？」

A. 基礎的な稽古は、指導経験豊かな「劇団こふく劇場」の俳優たちが指導に当たります。演出は、九州各地で活躍する演出家に担当してもらう予定です。それぞれがバラエティに富んだ作品になることを目指します。



※お問い合わせは、  
町立文化会館  
☎：51-3462 にお願ひします。



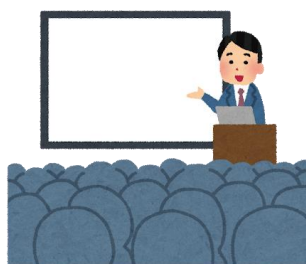




## ◆『成果物公開セミナー』参加者を募集します

「いつか自分で飲食店を開きたい」「お店のメニューを増やしたい」そんなあなたや企業を応援するため、本年度に協議会が事業者やアドバイザーの力を借りながら、地域の農産物などを活用して開発した新製品（どぶろくプリン、ゆず餅など）のレシピを公開する成果物公開セミナーを開催します。どうぞ奮ってご参加ください。

- セミナー名 = 成果物公開セミナー  
公開セミナー形式は、スライドによる商品説明を行います。
- 内容 = 本年度の成果物の商品説明をします。合わせて、これまで3年間で開発してきた商品のご案内もする予定です。
- 日時 = 3月3日(水) 午後2時～4時  
ご都合の良い時間帯に参加ください。
- 会場 = 町産業会館「コミュニティ室」
- 参加費 = 無料
- 対象者 = ①町内に在る事業所の事業主、または従業員  
②三股町内の農家および就農予定者、六次産業化に興味のある人  
③商品開発に興味のある人
- 定員 = 会場内では最大15名  
※時間指定や入れ替え制ではありません。参加者多数の場合は、入場時間の調整をします。
- 申込締切 = 3月1日(月)



### 【ご来場の皆さまへのお願い】

- ・マスクの着用にご協力ください。
- ・アルコール消毒にご協力ください。
- ・検温を行います。37.5度以上の方は入場をご遠慮願います。
- ・当日、体調のすぐれない人の入場はご遠慮願います。

※新型コロナウイルスの感染防止拡大対策を十分に取ったうえで開催します。しかし、新型コロナウイルス感染拡大状況によっては中止する場合があります。ご理解のほどお願いします。

※お申し込み・お問い合わせは、  
三股町地域雇用創造協議会 ☎：51-5320 お願いします。

## ◆小・中学校の入学式期日は次のとおりです

令和3年度の町立小・中学校の入学式は次のとおりです。

区分	入学式期日	入学予定者の生年月日
小学校	4月9日(金)	平成26年4月2日生まれ ) 平成27年4月1日生まれ
中学校	4月8日(木)	平成20年4月2日生まれ ) 平成21年4月1日生まれ

なお、入学通知書は2月上旬までに対象家庭に郵送していますが、次の場合は町教育委員会までご連絡ください。

- ①2月中旬になっても入学通知書が届かない場合
- ②町外への転出予定の場合
- ③町内転居予定で指定学校に変更がある場合
- ④国公立または私立小・中学校に入学予定の場合



※入学通知書は入学式当日に必要ですので、紛失しないようご注意ください。紛失した場合、町教育委員会までご連絡ください。

※お問い合わせは、  
町教育委員会 教育課 学校教育係（町中央公民館内）  
☎：52-9314（直通）お願いします。

## ◆簡易裁判所で民事トラブルを解決する4つの手続き

日常生活を送っていると、さまざまな民事トラブルに出会うかもしれません。例えば、

- ・ 大家さんが敷金を返してくれない
- ・ 貸したお金を返してくれない
- ・ 知り合いに楽器を売ったけど代金を払ってくれない
- ・ 給料を払ってくれない
- ・ 交通事故によって壊れた車の修理代を払ってくれない

当事者同士では解決できないときには、簡易裁判所の民事手続きなどを利用してみませんか？

全国に設置されている簡易裁判所の数は438カ所にのぼり、一般の皆さんにとって身近な裁判所と言えます。少額で軽微な紛争を簡易・迅速に解決します。

### ■通常訴訟手続き

原則として140万円までの請求について、判決による終局的な解決を図る手続きです。当事者の間で折り合いがつけば、和解により、解決される場合もあります。

### ■少額訴訟手続き

60万円までの金銭の請求に限り、原則として1回の審理で終了する訴訟手続きです。

### ■民事調停手続き

調停委員会が、当事者双方の言い分を聴き、話し合いによる解決を図る手続きです。手続きは、非公開で行われ、申立手数料は訴訟手続きの半額です。

### ■支払い督促手続き

金銭などの支払いを求める請求について、裁判所へ出頭することなく、書類の審査のみで、迅速に解決を図る手続きです。証拠の提出が不要、申立手数料が訴訟手続きの半額です。

※詳しくは、裁判所ウェブサイト>>裁判手続の案内>>Q&Aをご覧ください。

▶<https://www.courts.go.jp/>

※お問い合わせは、

宮崎地方裁判所事務局総務課庶務係

☎：0985-23-2263 にお願ひします。



## ◆町福祉・消費生活相談センター移転のお知らせ

町福祉・消費生活相談センターは、3月1日(月)に、町総合福祉センター「元気の杜」に移転します。

移転作業のため、2月24日(水)～2月26日(金)はセンターでの相談業務を休止します。この期間のご相談は、次の電話番号へお願いいたします。

- ・ 福祉相談 → 町福祉課 社会福祉係 ☎：52-9061 (直通)
- ・ 消費生活相談 → 町総務課 行政係 ☎：52-1112 (直通)

ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

移 転 先	町総合福祉センター「元気の杜」 (住所：三股町大字樺山3384番地2)
業務再開日	3月1日(月)から ※2月22日(月)までは現在地(三股町大字樺山3064番地5)で業務を行います。
相談対応時間	午前9時～正午、午後1時～4時 (土・日・祝日、年末年始を除く)
電話番号	52-0999 ※電話番号に変更はありません

※お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口) ☎：52-9061 (直通)

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎：52-1112 (直通)

にお願ひします。



## ◆一部の申告会場でマイナンバーカードの申請ができます

次の日時と会場で、マイナンバーカードの出張申請サポートを実施します。  
説明・写真撮影を含めて5～10分程度で済みますので、この機会に申請されませんか？

### ■実施会場・日時

#### ①第5地区分館（申告に来た人以外も受け付けます）

出張日：3月4日（木）

受付時間：午前9時～11時

午後1時～3時30分

#### ②町役場4階 第2会議室

出張日：3月9日（火）～3月15日（月）

（土・日は除く）

受付時間：午前9時～11時

午後1時～4時

### ■必要なもの

免許証などの本人確認書類

### ■注意点

- ・写真は、会場にて無料で撮影します。
- ・家族の分など、代理での申請はできません。
- ・申請からカードができるまでに1カ月ほどかかります。
- ・カードを受け取るときには、町役場にお越しいただく必要があります。

#### 【上記以外の日】

町役場1階のマイナンバー窓口（町民保健課前）で、マイナンバーカード申請のお手伝いをしています。

ご本人が、免許証など（顔写真付の本人確認書類）をお持ち頂ければ、カード用の写真撮影も含めて無料で申請できますので、ぜひご利用ください。

※お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係（1階 ③番窓口）

☎：52-9630（直通）をお願いします。



## ◆「令和3年 春の合同就職説明会」の日程が変更になりました

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を延期した「令和3年 春の合同就職説明会」は、日程を次のとおり変更して行います。

参加を予定されていた皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

■変更後日時 = 3月4日（木）午後1時30分～4時

■会場 = ホテル中山荘2階ダイヤモンドホール  
（都城市松元町3-20）

■主催 = 三股町地域雇用創造協議会

■後援 = 都城公共職業安定所

■内容 = 各企業ブースにて個別面談・説明

①新卒求人企業ブース

②一般求人企業ブース

③シニア層求人企業ブース

④障がい者求人企業ブース

⑤ハローワーク相談コーナー

■参加企業 = 都城公共職業安定所管内（三股町、都城市）の企業20社程度

■対象者 = 都城公共職業安定所管内の企業に就職を希望する人（居住地不問）

■参加費 = 無料（事前の申し込みは不要です。）



今回実施する就職説明会は、一般の求職者向けのみならず、同時にシニア層および障がい者向けのブースを設け、求職活動の機会を確保し就業に繋げることを目的としています。

当日は、個別ブースで企業の担当者とは社でも面談ができますので、求職中の人は選択の可能性が大きく広がります。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を十分に取ったうえで開催します。

皆さまのご参加をお待ちしています。

#### 【ご来場の皆さまへのお願い】

- ・マスクの着用、アルコール消毒にご協力ください。
- ・検温を行います。37.5度以上の方は入場をご遠慮ください。
- ・当日、体調のすぐれない方の入場はご遠慮ください。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止する場合があります。  
ご理解のほどお願いします。

※お問い合わせは、

三股町地域雇用創造協議会 ☎：51-5320 をお願いします。

## ◆都城圏域地場産業振興センターの備品の販売会を行います

都城圏域地場産業振興センターの解体に伴い、備品の販売会を開催します。搬出は各自で受取期間内にお願ひします。

### ■販売期間

3月4日（木）～7日（日） 午前10時～午後4時

### ■受取期間

3月4日（木）～12日（金） 午前10時～午後4時

### ■場 所

都城圏域地場産業振興センター（都城市都北町5225番地1）

※お問い合わせは、

一般財団法人 都城圏域地場産業振興センター

☎：38-4561 にお願ひします。



## ◆「第164回みまたん駅前よかもん市（朝市）」は中止します

近隣での新型コロナウイルス感染症感染患者の発生状況を受けて、来場者および運営関係者の健康と安全を最優先に考慮し、2月28日（日）に開催を予定していましたが「第164回みまたん駅前よかもん市（朝市）」の中止を決定しました。

開催を楽しみにしていた皆さまには申し訳ありませんが、ご理解くださるようお願ひします。

なお、次回以降の開催は、チラシやよかもんや店頭、回覧でお知らせします。

### ■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、

町物産館「よかもんや」

☎：52-3131 にお願ひします。



## ◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

### ◎家内労働をお探しの人へ

希望する家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和3年1月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業（ループ、まつり、ボタン付け、肩パット）	三股町、都城市とその周辺	4円～（宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる）
医療用ガウンの仕上げ	三股町、都城市	1枚 11円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個10円～50円
部品組み立て、部品外観検査（キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反2万円～4万5千円

### ◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号

県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300

相談日：月曜～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時

詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索



## ◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています

### ■事業内容＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。（購入する前に、申請が必要です。）

### ■補助対象装置＝

#### ①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

#### ②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

#### ③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

### ■補助対象者＝

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税等を滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町及び都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会等に積極的に参加する人

### ■補助対象経費及び補助額＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

### ■申請方法＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



※お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52-1110（直通）をお願いします。



## ◆フレイル（虚弱）の進行を予防しましょう

新型コロナウイルス感染症が流行しています。

感染予防のため、『動かないこと（生活不活発）』により、体や頭の働きが低下する恐れがあります。歩くことや身の回りのことなど生活動作が行いにくくなったり、疲れやすくなったりして、フレイル（虚弱）が進んでいきます。

フレイル（虚弱）が進むと、体の回復力や抵抗力が低下し、疲れやすさが改善しにくくなり、要介護状態に進みがちです。

フレイル（虚弱）の進行を予防するため、次のことを実行しましょう。

■動かない時間を減らしましょう。自宅でできるちょっとした運動などで体を守りましょう。

- ラジオ体操のような自宅でできる体操をしましょう。
- ちょっとした時間に、自宅で足踏みしたり、庭先を歩いたりしましょう。
- 座っている時間を減らしましょう。
- 新聞や好みの雑誌などを声を出して読んでみましょう。
- 天気の良い日は、庭に出て日光にちょっと当たりましょう。

■バランスの良い食事をとりましょう。

- 免疫力の維持のためにも、3食バランス良く食事をとりましょう。  
食事の制限のある人はかかりつけ医の指示に従ってください。
- 間食やアルコールは控えましょう。
- できれば、毎日体重を測定しましょう。
- お口を清潔に。食後・寝る前の歯みがきを忘れずにしましょう。  
義歯の清掃も大切です。

■孤独を防ぎましょう。

- 家族や友人、ご近所の人との挨拶やちょっとした会話を大切にしましょう。電話で話したり、手紙を書いたり、意識して交流しましょう。
- ※ご家族に、高齢の人がいる場合は、声掛けをしてください。  
(一般社団法人日本老年医学会の資料引用)

★自宅で、椅子を使ってできる体操です。ぜひ、やってみてください。



※三股町はんとけん体操「チェア体操編」から抜粋

※お問い合わせは、  
高齢者支援課 地域包括支援係（1階 ⑦番窓口）  
☎：52-9063（直通）をお願いします。



## 保健と福祉（子ども）

### ◆障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭の皆さま 「児童扶養手当」が変わります

これまで、障害基礎年金等（※）を受給している人は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

※国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

#### ■児童扶養手当とは

児童扶養手当は、離婚・死亡などの理由で父親や母親がいない児童や、父親や母親が中程度の障害の状態にある児童が、健やかに育つことを目的に、その児童を育てている人に支給されるものです。

（※支給には所得等の要件があります。）

#### 【月額】

支給対象児童数	全部支給	一部支給 （※所得に応じて金額を決定）
1人	43,160円	43,150円～10,180円
2人目の加算額	10,190円	10,180円～5,100円
3人目以降の加算額	6,110円	6,100円～3,060円

#### ■障害基礎年金を受給している人の手続き

- ・すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている人  
→原則、申請は不要です。
- ・児童扶養手当受給資格者として認定を受けていない人  
→児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。福祉課 児童福祉係で手続きをしてください。  
なお、福祉課から案内等の送付はありません。

#### ■注意事項

- ・障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している人については、変更はありません。今までどおり、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合に、その差額分を児童扶養手当として受給できます。
- ・通常、児童扶養手当は、申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日（水）までに申請していただければ、令和3年3月分の手当から受給できます。

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）をお願いします。

## 農林畜産業関連

### ◆新規就農研修希望者を募集します

J A都城では、経営感覚に優れた地域農業の担い手を育成するため、新たに農業を始めようとする強い意欲のある人を対象に、「新規就農者確保・育成・支援事業」を行っています。

対象となる人は、次の条件のどちらかに該当する人です。

- ①管内農家の子弟で新規学卒者、離職者などで就農を希望する人
- ②県内外の新規参入者（非農家）で、原則として公的機関などで基礎的な研修を受けた人

■募集人数 = 2名

■募集期間 = 5月28日（金）まで

■研修期間 = 1年間（8月1日から令和4年7月31日まで）

■申込先 = J A都城 営農企画室 地域営農振興課

詳しい内容は、J A都城 営農企画室 地域営農振興課までお問い合わせください。

なお、条件によっては、農業次世代人材投資事業（準備型）の対象となる場合もあります。その際は、農業次世代人材投資事業の活用を優先していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※お問い合わせは、

J A都城 営農企画室 地域営農振興課

〒885-0004 都城市都北町5708

☎：38-6693

ファクス：38-6692

をお願いします。







## ◆カンショ（サツマイモ）生産者の皆さんへ サツマイモ<sup>もどぐさればよう</sup>基腐病の対策を徹底しましょう

「サツマイモ基腐病」の発生が北諸県地域内で広がっています。対策を行わないと収量が激減してしまう可能性もありますので、対策を徹底し、まん延拡大防止につなげましょう。

### ■「サツマイモ基腐病」の症状 =

生育不良や色がおかしい株に近づいて見てみると、地際の茎が黒または褐色になっています。そのままにしていると症状が進んで、ほ場全体に広がり、ツルが枯れて、イモが腐敗します。また、発生すると、土壌に残って毎年、発生が続く恐れがあります。

### ■対策 = 以下の対策を必ず実施しましょう。

#### ①目視選別

頭部が褐変、しなび、軟化したものは、種いもとして使用せず焼却処分しましょう。まれに頭部以外が褐変している場合もあります。注意しましょう。

#### ②必要に応じて洗浄、頭部の切断

判断に迷う場合や、同じ貯蔵コンテナ内に罹病いもがあった場合は、洗浄して状況を確認する、もしくは頭部を2cm以上切り落として導管を確認するなど褐変の確認を行い、種いもとして使用しないようにしましょう。

種いも洗浄を水をためて行う場合は、病気を広げる可能性もあるので、頻繁に水の交換を行いましょう。

#### ③種いもの消毒

病害（黒斑）の発生を防止するために、種いもは伏せ込む前に消毒を行いましょう。

※種いも消毒に利用できる殺菌剤

薬剤名	使用量	使用方法
ベンレート水和剤	種いも量の0.4%	種いも粉衣
トップジンM水和剤	200～500倍	20～30分種いも浸漬

※農薬使用の際はラベルをしっかりと確認しましょう。

#### ④その他（次年産【令和4年産】の種いも採取ほ場）

健全な種いもを採取するため、前年産（令和2年産）で基腐病のなかったほ場や、はじめてカンショを作付けするほ場（なるべく周囲にカンショの作付けが無いほ場）を準備しましょう。

※お問い合わせは、

・宮崎県北諸県農林振興局農業経営課（北諸県農業改良普及センター）

☎：38-1554

・町農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。



## ◆畜産農家の皆さんへ

# 毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

宮崎県内の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。近隣地域では野鳥の糞便からもウイルスが検出されており、町内にウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にあります。

また、アフリカ豚熱（ASF）や口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と

畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

### 《 次のことを守りましょう 》

#### ①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

#### ②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

#### ③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

#### ④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場農業振興課（役場3階 ③番窓口）で配布しています。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。



◆ 3月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

★3月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日：3月24日（水）                  ≪午後1時30分～3時≫                  ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：3月31日（水）                  ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。                  ★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <p>注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。</p> <p>注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> <p>※分別については、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>★処理料金は現金支払いです。                  ★印かん（認め印可）をお持ちください。                  ★処分場内は徐行運転で走行してください。                  ★町では、上記の日時・場所のみで処分できます。                  本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p>

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用廃棄プラスチックの分別について

分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり7円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>農ビマーク入りのもの</li> <li>透明の農ビ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10～15kgのつづら折りにする。</li> <li>サイドの耳ひもは取り除く。</li> <li>農ビ以外のものを混入しない。</li> </ul>

②ポリ（PO） 〈処理料金 1kgあたり23円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>軟質ポリ</li> <li>ポリ系フィルム</li> <li>不織布、灌水チューブなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。</li> </ul>

③その他 〈処理料金 1kgあたり53円〉

種類	注意点
<p>①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブルーシート</li> <li>サイレージネット</li> <li>ポリ製農薬容器</li> <li>水稻用育苗箱</li> <li>農業用タンクなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハトメなどの金属部分があれば除去すること。</li> <li>農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。</li> </ul>

★農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）  
 ☎：52-9086（直通）にお願いします。



◆屋外で鳥を飼育している人へ  
高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



高病原性鳥インフルエンザが蔓延すると本町の畜産業に深刻な被害をもたらします。愛玩鶏で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合も、殺処分や周辺地域の移動制限などの防疫措置がとられます。病気の発生を防止するため、次のことに十分気をつけましょう。

- ◎餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！
  - ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
  - ・野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク（CD）」などを飼育小屋の周りに付ける。
  - ・飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。
- ◎飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう！
- ◎湖や池などでの放し飼いはやめましょう！
- ◎鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう！



お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。  
(鳥を捨てる〔放置する〕と、法律により罰せられる場合があります)
- 鳥が続けて死亡した、鳥の首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、以下の対応をお願いします。
  - ① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
  - ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、北諸県農林振興局まで連絡してください。
- ニワトリ、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥などを飼育している人は、農業振興課 畜産振興係までお知らせください。

※お問い合わせは、  
 農業振興課 畜産振興係 (3階 ③番窓口) ☎：52-9088 (直通)  
 都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151  
 北諸県農林振興局 ☎：23-4523 をお願いします。

相 談

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	3月16日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方 法	相談は予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは、  
 町社会福祉協議会  
 ☎：52-1246 をお願いします。

## ◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料で予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	3月1日(月)	3月15日(月)
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

## ◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

### ■特設人権相談

期 日	3月4日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	おおとなり まさはる ぐわはた みよこ 大隣 雅春、桑畑 実余子 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

### ■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせは、

・特設人権相談：総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）

・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局

☎：22-0490 をお願いします。



## ◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】 3月26日（金）
時 間	【都城市】 午後1時～午後4時
場 所	【都城市】 市消費生活センター（都城市役所本館2階）
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です（ <u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外</u> ）。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせ・お申し込みは

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

都城市消費生活センター ☎：23-7154

をお願いします。

## ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。